

四日市市訓令第1号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月9日

四日市市長 森 智 広

四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程の一部を改正する規程

四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程（平成27年四日市市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づき、個人情報の取扱いを伴う業務の委託等を行うときに講じなければならない必要な措置の基準を定めるものとする。</u></p> <p>(対象となる委託等の契約)</p> <p>第2条 この規程の対象となる委託等の契約は、<u>法第2条第1項に規定する個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市市条例第33号）に規定する実施機関以外の者に処理を依頼して行わせるすべての契約</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、個人情報の取扱いを伴う業務の委託等を行うときに講じなければならない必要な措置の基準を定めるものとする。</u></p> <p>(対象となる委託等の契約)</p> <p>第2条 この規程の対象となる委託等の契約は、<u>条例第2条第1号に掲げる個人情報（同条第6号に掲げる特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いを伴う業務の全部又は一部を同条第2号に規定する実施機関以外の者に処理を依頼して行わせるすべての契約とし、一般に委</u></p>

とし、一般に委託契約と呼ばれるもののほか、工事又は製造の請負、印刷物の購入又は作成、筆耕等の契約を含むものとする。

〔別記〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第67条に規定する義務を負う。

2 (略)

第3から第10まで (略)

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処

託契約と呼ばれるもののほか、工事又は製造の請負、印刷物の購入又は作成、筆耕等の契約を含むものとする。

〔別記〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。

2 (略)

第3から第10まで (略)

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するも

理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第14 (略)

のとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 (略)

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

(総務部総務課)